破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７７０号
福岡県福津市星ヶ丘25番17号
破産者　渡邊　眞一
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２６号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字漆原396番地１（旧住所　広島市東区温品二丁目16番５号）
破産者　山崎　　博
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１９９号
広島市佐伯区海老園４丁目７番１―106号Ｋ’ｓ　Ｂ　ＫＡＩＲＯＥＮ　Ａ棟、開始決定時の住所広島県廿日市市佐方２丁目７番16号
破産者　富山　正広
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３８６号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東３丁目94番地
破産者　松下　一彦（旧姓中園）
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４６０号
神戸市東灘区住吉宮町５丁目５―10　アビバドール御影東304号、住民票上の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲232番地１　Ｔｕｔｔｉ27―602号
破産者　渡邊　　徹
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８１号
福島県郡山市昭和２丁目22番21号、前住所福島県須賀川市松塚字姥作31番地７
破産者　西間木　彰
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１０５０号
横浜市鶴見区北寺尾３丁目19番33―１号　プロヌーブ橘201
破産者　川延　理恵（旧姓河原）
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０９３号
横浜市金沢区釜利谷南４丁目28番Ｂ―107号
破産者　安岡　有未
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１４４号
神奈川県藤沢市遠藤866番地の１　ラルフェリス102
破産者　半場　伸和
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７７２号
横浜市南区永田北２丁目９番17号　コーケン井土ケ谷壱番館202
破産者　田口　民人
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８０９号
横浜市旭区若葉台３丁目８番1207号
破産者　糸田　直樹
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９３号
愛知県一宮市大和町馬引字古宮18番地１　サンリバハイツ607号
破産者　永田　浩司
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１４８号
愛知県岡崎市筒針町字池田33番地１　第二山秀201
破産者　中村　守人
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
滋賀県彦根市野口町231番地１、前住所滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺80番地
破産者　川畑金物店こと　川畑　幸雄
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第６１号
滋賀県東近江市池庄町1090番地　サンガーデン湖東　Ｃ棟　203号、開始決定時の住所滋賀県彦根市開出今町2116―202号室　遠藤方
破産者　川畑金物店こと　川畑　安敏
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４２号
兵庫県南あわじ市榎列下幡多109番地５
破産者　秦　　清
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係